

違法民泊対策及び民泊の適正な運営の確保に関する協定書

神奈川県健康医療局（以下「甲」という。）と神奈川県警察本部生活安全部（以下「乙」という。）は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の施行及び旅館業法（昭和23年法律第138号）の改正により、多様化するいわゆる民泊の適正な運営の確保を図るために、次のとおり、連携と協力に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が緊密に連携を図り、違法民泊の排除及び民泊に起因する生活環境の悪化を防止して、民泊の適正な運営を確保することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力をを行うものとする。

- (1) 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業者並びに旅館業法に基づく旅館業の営業者及び無許可営業者（以下「営業者等」という。）の情報の共有に関する事項
- (2) 営業者等への調査・指導等に関する事項
- (3) 悪質な住宅宿泊事業法違反者及び旅館業法違反者への措置に関する事項
- (4) 旅館業の無許可営業者の排除のための啓発等に関する事項
- (5) その他民泊の適正な運営の確保に必要な事項

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条により知り得た情報については、第1条の目的以外に使用してはならない。また、個人情報に関する情報は、第三者に漏らしてはならない。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(施行)

第5条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって
協定の終了を通知しない限り、この効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、両者が記名押印の上、各自
1通を保有する。

平成31年4月25日

甲 神奈川県健康医療局長

市川 喜久江(自署印)

乙 神奈川県警察本部生活安全部長

新田 泰弘(自署印)